

## 神奈川県立かながわアートホール利用料金規程

制定 平成 26 年 12 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川県立かながわアートホール条例（平成 20 年神奈川県条例第 6 号。以下「条例」という。）及び神奈川県立かながわアートホール条例施行規則（平成 20 年神奈川県規則第 48 号。以下「規則」という。）に基づく公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ（（グループ代表）公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「財団」という。）が指定管理者として行う神奈川県立かながわアートホール利用料金の徴収事務について必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の算定)

第 2 条 神奈川県立かながわアートホール（以下「アートホール」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第 1（施設利用料金）及び別表第 2（設備利用料金）のとおりとする。

(利用料金の納付)

第 3 条 条例第 11 条に基づく利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、財団理事長（以下「理事長」という。）が発行する請求書に指定された期日（以下「納入期限」という。）までに銀行振込又は現金（現金にあってはアートホールに持参する場合に限る。）により利用料金を納付しなければならない。なお利用料金の納付期限は次のとおりとする。ただし、神奈川県立かながわアートホール貸付要領第 5 項に定める特例利用に伴う納付期限にあっては、利用月の 4 箇月前の末日とする。

- (1) ホール 抽せんによる利用の場合は、原則として利用月の 3 箇月前の月の末日  
空日利用の場合は、原則として利用承認の日の属する月の末日  
ただし、利用承認の日と利用日が同一の月に属する場合は、原則として  
利用承認の日から起算して 7 日もしくは利用日のうちの早い日とする。
- (2) スタジオ 抽せんによる利用の場合は、原則として利用月の 3 箇月前の月の末日  
空日利用の場合は、原則として利用承認の日から起算して 7 日もしくは利  
用日のうちの早い日とする。
- (3) 利用当日に発生した追加利用料金については、当日に現金で精算するものとする。ただし、  
理事長が適当と認める場合は、この限りではない。

(利用料金の免除)

第 4 条 利用料金の免除は、次のとおりとする。

- (1) 財団が催しを主催又は共催するもの。
- (2) 地方公共団体が文化事業等を実施するもの
- (3) 県が次期指定管理者を募集するに当たって実施する現地説明会等

(利用料金の免除申請)

第 5 条 第 4 条に規定する利用料金の免除を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する利用の申込みと同時に神奈川県立かながわアートホール利用料金免除申請書（第 1 号様式）により理事長に申請しなければならない。ただし、第 4 条第 1 号の場合は、これを省略できるものとする。

(利用料金免除承認等の通知)

第 6 条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、その免除を承認するときは神奈川県立かながわアートホール利用料金免除承認通知書（第 2 号様式）により、その免除を承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。

(利用料金の還付の手続)

第 7 条 条例第 14 条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その旨及び利用

することができない理由を記載した書面に神奈川県立かながわアートホール利用承認書を添えて理事長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）  
施設利用料金

区分		単位	平日	日曜日、土曜日及 び休日
ホール	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	午前9時から午後0時まで	12,100円	14,520円
		午後1時から午後5時まで	16,120円	19,340円
		午後6時から午後9時まで	15,170円	18,200円
		1日	43,390円	52,060円
	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	午前9時から午後0時まで	6,700円	8,040円
		午後1時から午後5時まで	8,930円	10,710円
		午後6時から午後9時まで	8,450円	10,140円
		1日	24,080円	28,890円
第1スタジオ		午前9時から午後0時まで	1,610円	1,930円
		午後1時から午後5時まで	2,140円	2,560円
		午後6時から午後9時まで	2,020円	2,420円
		1日	5,770円	6,910円
第2スタジオ		午前9時から午後0時まで	1,430円	1,710円
		午後1時から午後3時まで	950円	1,140円
		午後3時から午後5時まで	950円	1,140円
		午後6時から午後9時まで	1,800円	2,160円
		1日	5,130円	6,150円
第3スタジオ 第4スタジオ 第5スタジオ	午前9時から午後0時まで	990円	1,180円	
	午後1時から午後3時まで	660円	790円	
	午後3時から午後5時まで	660円	790円	
	午後6時から午後9時まで	1,250円	1,500円	
	1日	3,560円	4,260円	
楽屋1 楽屋2 楽屋3	午前9時から午後0時まで		790円	
	午後1時から午後5時まで		1,040円	
	午後6時から午後9時まで		980円	
	1日		2,810円	

備考:休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表2（第2条関係）  
設備利用料金

区分	単位	金額
ピアノ フルコンサート	1台1利用時間	3,140円
ピアノ アップライト	同	1,040円
ホール照明A（音響調光室を使用しない場合）	1利用時間	2,090円
ホール照明B（音響調光室を使用する場合）	同	4,190円
ホール音響A（音響調光室を使用しない場合）	同	2,090円
ホール音響B（音響調光室を使用する場合）	同	4,190円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1利用時間	150円

- 備考 1 1利用時間とは、午前9時から午後0時まで、午後1時から午後5時まで（第2スタジオから第5スタジオまでの施設におけるピアノ アップライトの利用又は持込器具使用の場合においては、午後1時から午後3時まで、又は午後3時から午後5時まで）、又は午後6時から午後9時までのいずれかの時間帯をいう。
- 2 持込器具の表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示消費電力が生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キロワットとする。
- 3 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。

第1号様式（第5条関係）

## 神奈川県立かながわアートホール利用料金免除申請書

年 月 日

神奈川県立かながわアートホール 指定管理者  
 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団  
 グループ

（グループ代表）公益財団法人神奈川フィル  
 ハーモニー管弦楽団 理事長 殿

郵便番号

住 所

団 体 名

氏 名

（団体の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり利用料金の免除を申請します。

利用施設・設備 の名称	施設	ホール ・ 第1スタジオ ・ 第2スタジオ ・ 第3スタジオ 第4スタジオ ・ 第5スタジオ ・ 楽屋1 ・ 楽屋2 ・ 楽屋3
	設備	フルコンサートピアノ 台 ・ アップライトピアノ 台 ホール照明A ・ ホール照明B ・ ホール音響A ・ ホール音響B 持込器具（電力 KW）
利用目的		
利用日時	平成 年 月 日（午前 ・ 午後） 時 ～ 平成 年 月 日（午前 ・ 午後） 時まで （ 日間）	
参加人員	人	
利用承認の番号 及び年月日	第 号 平成 年 月 日（ ）	
申請する免除の額	円	
理由		

上記の記載事項は、利用料免除手続きに利用いたします。また、内容の確認のご連絡のために  
 利用する場合があります。

第2号様式（第6条関係）

神奈川県立かながわアートホール利用料金免除承認通知書

年 月 日

様

神奈川県立かながわアートホール 指定管理者  
公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団  
グループ

（グループ代表）公益財団法人神奈川フィル  
ハーモニー管弦楽団 理事長

次のとおり利用料金の免除を承認します。

利用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 前 分
催物の名称	
正規の利用料金の額	円